

2022 年 12 月 16 日

レアアースを適用対象とするための 2022 年鉱業法改正

弁護士 松本 拓 / 弁護士 大槻 由昭

Contents

- I. はじめに
- II. 鉱業法改正の経緯
- III. 鉱業法改正の内容
- IV. 特定鉱物としての指定の可能性
- V. おわりに

I. はじめに

経済安全保障上の重要性等の観点から、2022 年の通常国会において成立し、同年 5 月 20 日付で公布された「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 46 号)と題する整備法(以下「整備法」という)の規定により、鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)の一部が改正された¹。これにより、鉱業法の適用対象となる鉱物に、「希土類金属鉱」(いわゆるレアアース)が追加され、レアアースを掘採するためには、経済産業大臣から鉱業権の許可を受けなければならないこととなった。本稿では、当該鉱業法改正の経緯、内容、影響等について概説する。

II. 鉱業法改正の経緯

上記整備法の各規定により、対象となる個別の法令(エネルギーの使用の合理化等に関する法律、電気事業法及び鉱業法を含む全部で 5 つの法令)の規定の一部が、それぞれ改正された。かかる整備法によ

¹ <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208080208043.htm>

る改正の施行日は、一部の例外を除いて²、2023年4月1日とされている(整備法の附則第1条)。

整備法による法改正の主な趣旨について、2022年3月の閣議決定の際の公表文によれば、「第6次エネルギー基本計画(2021年10月閣議決定)を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するための制度整備が必要」等との説明がされている³。なお、本稿の主題である鉱業法の改正については、後述のとおり、いわゆる経済安全保障の文脈からも、その改正趣旨が説明されている⁴。つまり、今般の鉱業法の改正については、2021年に施行された外為法関連の改正と方向性を一にするものとして理解される⁵。

III. 鉱業法改正の内容

それでは、改めて、今般の整備法による鉱業法の一部改正について、詳述する。整備法の第5条によって、鉱業法の一部が改正された。具体的には、鉱業法の適用対象となる「適用鉱物」(同法第3条)の規定に、新たに「希土類金属鉱」が追加された⁶。

上記のとおり鉱業法の適用対象となる鉱物に、「希土類金属鉱」を追加した趣旨として、改正前の2021年12月21日付けの、資源エネルギー庁の公表資料⁷において、以下のような説明がなされている。

- 「レアアース泥については、2013年から2015年にかけて、JOGMECが資源量の調査、生産技術の検証等を実施。2018年以降、内閣府 SIP による各省連携プロジェクトとして調査・研究を継続中。

² 一部の例外とは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」(通称「JOGMEC法」)の一部改正及び「電気事業法」の一部改正の2件であり、本年11月14日付けで施行されている

(<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221108003/20221108003.html>)。

本稿の主題ではないため詳細は割愛するが、JOGMEC法の改正により、水素・アンモニアの製造貯蔵事業や、CCS事業への出資や債務保証が新たにJOGMECの業務範囲に加えられた点については、注目に値する。

³ 2021年12月21日に開催された「総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 鉱業小委員会(第9回)」の議事録(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/kogyo/pdf/009_gijiroku.pdf)において、経済産業省(資源エネルギー庁)の定光資源・燃料部長の発言として、以下の記録がある:「また、カーボンニュートラルに加えて、経済安全保障という文脈でも、米中の対立などを背景としまして、やっぱり日本の産業にとって必要な鉱物をどのように強靱なサプライチェーンで持つてくるかという辺りの問題意識も、昨今、急に重要性が高まってきていると認識しております」。同じく、2022年7月27日の同小委員会(第10回)の議事録(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/kogyo/pdf/010_gijiroku.pdf)においても、同部長の発言として、「加えて、最近の動きとしましては、いわゆる経済安全保障の議論が出てきております。脱炭素化の社会を実現するためにEVであったり、再生可能エネルギーの拡大をしていくにあたって、色々な鉱物資源の世界的な獲得競争が出てきております。更には、コロナの問題、それからウクライナ問題ということで、サプライチェーンの脆弱性が顕在化してきているということを受けて、まさに経済安全保障推進法というのが今年の5月に成立して、鉱物資源を含めた重要物資の安定供給確保に対する取り組み強化を検討していくという方向になってきているところでございます。」とある。

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002.html>

⁵ 2021年10月5日付の財務省等の告示の改正で、レアアースを含む重要鉱物資源について、その調査能力等の適切な維持・確保等を図る観点から、レアアースを含む34種の鉱物資源に関する金属鉱業等が、いわゆる事前届出対象業種として新たに指定された(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20211005.html)。

⁶ <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002-3.pdf>

⁷ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/kogyo/pdf/009_03_00.pdf

技術的な課題も多く、産業化に向けて継続的支援が必要。」

- 「国内における鉱業の基本的制度を定める鉱業法は、合理的な資源の開発を目的として、経済産業大臣の許可を得た者でなければ、探査・採掘等を実施できないことを定めている。」
- 「これまで国内ではレアアースの開発が想定されていなかったことから、現行鉱業法においてレアアースは鉱業権(試掘権・採掘権)の設定等の対象外となっており、法的に措置しなければ、採掘等が許可なく行われるリスクが存在する。これらの国内資源を適正に維持、管理しつつ、適切な開発主体による開発が行われるよう、制度整備が必要ではないか。」

そして、鉱業法の適用対象に「希土類金属鉱」が追加されたことの効果は、以下のとおりである。まず、鉱業法第 7 条の規定により、まだ掘採されない「鉱物」は、「鉱業権」によらなければ掘採してはならない。そして「鉱業権」を付与するかどうかは、その設定を受けようとする者の出願を受けて、経済産業大臣がこれを許可するものとされている(特定鉱物⁸以外の一般鉱物について鉱業法第 21 条、特定鉱物について同法第 39 条)。したがって、今般の整備法によって鉱業法第 3 条の規定が改正され、「希土類金属鉱」が同法の適用対象となったことにより、「希土類金属鉱」を掘採するためには、経済産業大臣から鉱業権の許可を受けなければならないことになる。

ここで、「希土類金属鉱」という用語について、改正鉱業法の第 3 条においては明確な定義は規定されていない。よって、一般用語としてその意味内容を理解することとなるところ、一般に「レアアース」と呼ばれる 17 種類の元素(希土類)を指すものと理解される⁹。自動車のモーターから家電製品に至るまで幅広い製品に利用されている金属鉱物である。

IV. 特定鉱物としての指定の可能性

さらに、今回鉱業法の適用対象に加わった「希土類金属鉱」を、同法第 6 条の 2 に定める「特定鉱物」として指定する案も、現在取りざたされている。具体的には、2022 年 7 月 27 日に開催された「第 10 回総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 鉱業小委員会」において、以下のような議論がなされている¹⁰。

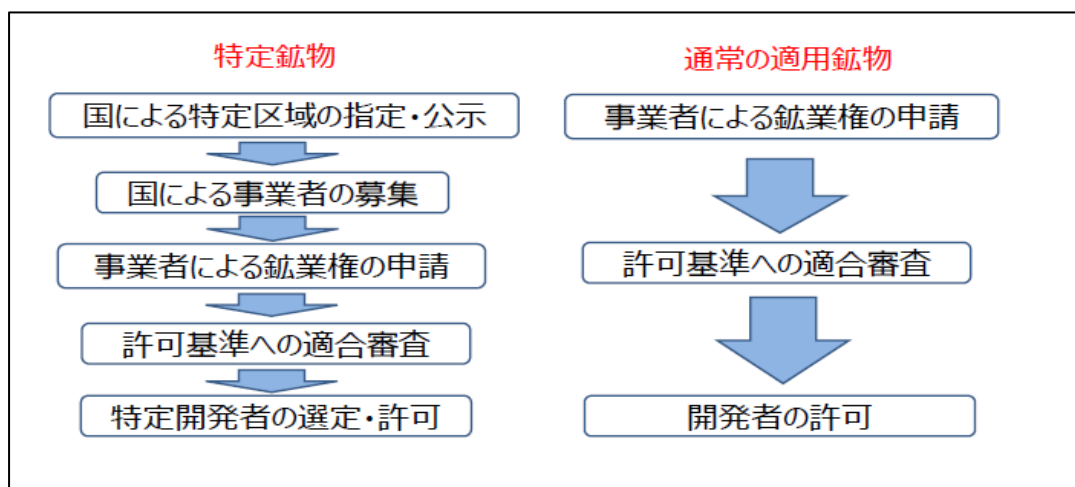
- 「レアアースは今後大幅な需要増加が見込まれることから国民経済上の重要性が高く、また、国内で主に賦存が確認されている地域が海底であり、開発に高度な技術が求められる。」
- 「これを踏まえ、最も合理的開発ができる者を国が審査及び選定することで、より厳格な管理を行う「特定鉱物」への追加を行うなど、特定鉱物を指定する政令の改正が必要ではないか。」

仮に、「希土類金属鉱」が、鉱業法第 6 条の 2 に定める「特定鉱物」として指定がされた場合、「希土類金属鉱」を対象とする鉱業権の設定(取得)に対しては、いわゆる先願主義(鉱業法第 27 条)が適用されず、国による区域を限定した公募によって開発者が決定されるという違いを生ずることとなる(下図参照。鉱業法第 38 条以下)。

⁸ 「特定鉱物」とは、「鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物」をいう(鉱業法第 6 条の 2)。

⁹ https://www.meti.go.jp/policy/nonferrous_metal/rareearth/rareearth.html

¹⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/kogyo/pdf/010_04_00.pdf



出典：「国内海洋資源開発の推進に向けた方針」（令和 4 年 7 月。資源・燃料部 鉱物資源課）¹¹

ここで、「特定鉱物」は、「鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物」をいうものとされている（下線処理は当職らによるもの）。したがって、石油及び可燃性天然ガス以外の鉱物の「特定鉱物」への追加指定については、政令（鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令）の改正のみで足り、鉱業法（法律）自体の改正は要しない¹²。

以上のとおり、今次の鉱業法改正によって来年 4 月 1 日より同法の対象鉱物となる「希土類金属鉱」が、さらに政令の改正によって、先願主義が適用されない「特定鉱物」に指定されるかどうか、その動向が注視される。

V. おわりに

昨今のウクライナ侵攻に伴う物資のサプライチェーンの構造的な変化や、資源ナショナリズムの動きによって、我が国の経済安全保障及び資源の獲得を巡る環境は、引き続き予断を許さない状況である。鉱業法の改正と同時期、2022 年 5 月には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）も成立、公布がされたところであり、引き続き、広い意味での経済安全保障に関連する法改正の動きに注視をしていく必要がある。

¹¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/kogyo/pdf/010_04_00.pdf

¹² 現行の政令で定める「特定鉱物」は、以下の 3 種である：①海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石、②海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及びコバルト鉱、及び③アスファルト。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 大槻 由昭 (yoshiaki.otsuki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com